

◎ボランティアの皆さんに感謝◎

学校支援地域本部事業の報告会が、2月23日（月）総合センターにて行われました。

平成20年度より始まった学校支援地域本部事業は、ボランティアの温かい善意により活動が成り立っています。

報告会では、平成26年度に行われた活動（読み聞かせ、陶芸指導、放課後見守り、校庭樹木の剪定、部活動指導など）についての報告のほか、東川町ふれあいサポートクラブ事務局長の宇山夕香里さんより、「地域で育てる子どもたち～東川町の事例から～」と題して講演をいただきました。

平成27年度も学校を核として地域の「つながり」を強め、子どもたちの成長を支えていくため事業を実施していきます。



ボランティア登録・活動にかかわるお問い合わせ
占冠村学校支援地域本部実行委員会事務局
（教育委員会社会教育担当）TEL：0167-56-2183

◎村民スキー大会◎

3月1日（日）に国設占冠中央スキー場にて平成26年度村民スキー大会が開催され、幼児から大人まで58名が参加し、華麗な滑りを披露しました。

今回は、例年よりも幼児の参加が多く、小中学生・成人のかっこいい滑りとは違った、ほのほのとした時間もありました。チューブカーリングもたくさんの参加をいただき、大いに盛り上がったスキー大会となりました。

大会運営にあたり、多くの方からご協力を賜り無事に終えることができました。この場をお借りして厚くお礼申し上げます。ありがとうございました。



【野生動物対策の状況について】

村内の野生動物に関する情報をお知らせいたします。



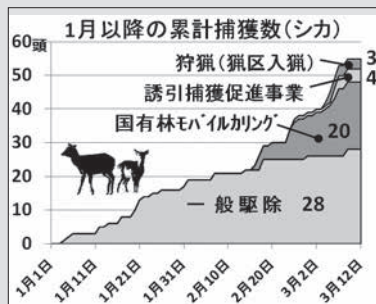
エゾシカ

長い冬が終わりますが、草木が芽吹く直前のこの時期が、シカにとっては最もひもじく辛いことと思います。シカは倒木の枝先や立木の樹皮を食べて、春を待っています。

村では冬期もエゾシカの捕獲を行ってきました。事業別に概況をご報告いたします。

①個体数調整目的の駆除捕獲

村内のハンターにより、農地周辺、民有林、国有林周縁部を中心に実施しています。シカが越冬地にこもり、積雪でハンターの活動が制限される捕獲困難な時期でしたが、2月に9頭、3月は10日までに2頭が捕獲されました。



②エゾシカ誘引捕獲促進事業による誘引狙撃

道の補助を受け、餌による誘引を行いました。事業は3年目ですが、今年は新たな試みとしてデコイ（おとり模型）を併用しました。酪農学園大学と共同で試験中であり、今後の成果が期待されます。



当事業期間中、餌場近くの雪洞に潜んで狙撃を行い、4頭を捕獲しています。

③国有林公共事業（占冠モバイルカリング）

1月下旬以降、林道の除雪と餌付け、越冬地調査を続けましたが、餌場へ誘引するに至りませんでした。

■お問い合わせ

林業振興室 地域おこし協力隊

電話 56-2174

森林管理署と協議し、2月半ばからは林道上での探索に加え、周辺の越冬地へも捕獲活動の範囲を広げ、20回の捕獲作業を経て3月7日に終了しました。合計20頭を捕獲しましたが、当手法で期待された捕獲効率の向上は十分に得られませんでした。

この結果を踏まえ、占冠村に適した捕獲手法の確立に向けて、今後も関係機関とともに検討を重ねていきたいと思っています。



シカの運搬（モバイルカリング）

ヒグマ

ヒグマの活動期に入りました。一般に冬眠明けが遅いと言われる子連れグマも、そろそろ出て来る頃でしょうか。

春は例年、沢沿いの草の芽吹きや、シカの死骸を食べているようです。占冠では狩猟で遺棄されたシカの死骸（狩猟残滓）はほとんどありませんが、遅い大雪などの影響で、ところにより自然死亡が多く発生している可能性があります。シカの死骸には近づかず、また、ヒグマの足跡や糞にも注意し、ヒグマと距離をとるように心掛けましょう。

お住まいや、生活道路の近くでヒグマを見たとき、痕跡があったときは、役場林業振興室へご一報ください。

◆占冠村猟区について◆

1月、2月は入猟希望がなく、3月は中旬までに2件の入猟がありました。事故、違反等の発生は無く、シカの出現が増えたことにより、今のところ順調に猟果を得ています。

こちら駐在所



です

占冠駐在所
56-2110

■新入学期の交通事故防止

くひとりでも まもるよやくそく みぎひだりく
お子さんへ

●お兄さんやお姉さんは、道路をわたったり歩道を歩く時は、ルールを守り新入生のお手本になりましょう

●信号が青になっても車がとまるのをたしかめてから道路をわたしましょう

●とまっている車の前や後ろから道路をわたるのはとてもきけんですので絶対にやめましょう

●道路はきけんがいっぱいですので、道路で遊ばないようにしましょう

●運転者の皆さんへ
●子ども達を見かけたら速度を落とし、学校や公園の近くを通る時は慎重に運転しましょう

●保護者の皆さんへ
●お子さんに日常生活の中でお手本を示しながら交通ルールをしっかり教えてあげましょう

●お子さんと通学・通園路を歩いて、危険な場所や車の危険な動きについて教えてあげて、安全な行動がとれるように指導しましょう

■特殊詐欺の被害防止

●特殊詐欺被害防止のポイント
●現金は、現金書留以外では送ることはできません
●ATM操作で還付金を受け取ることはあり得ません
●「必ず儲かる」などのうまい話はありませ